風俗文選犬註解

貳之下

へ 5
4502
2

門へ5
號4502
巻2

昭和十年七月六日購求

風俗文選犬註解巻之貳下

江都　葎雪庵午心門人　葎甘夕戎著

富士の賦　嵐蘭

不二ゝ日本の蓬莱山也昔孝霊五年山をしめて現ひ徐福なる山のうり
を仙薬をもとめかくや姫なる神と化してうる霊をとゝむ
孝霊天皇　大日本根子太瓊尊　乙亥五年　近江国地さけて
湖となる同時　不二山　現す
焉氏筆乘曰　日本の東北数千里山あり不二と号く又蓬莱といふ
其中につるゝき山之三面皆海すして並上いつきに火煙あり秦の時徐福
海に入て薬を求む殿は多よりもて今よりて子孫秦氏と称す
弁亟物語に中將くゝ〜〜てゆうあるてかくやひめをえるがひとめにふる
りをこきく琴の薬のつかにゆみをてをもひろけていらんしていく
あらんかせをひて物もきこしめされは拾ひるとめるうりうる太ほ上遠部

をめしていふの山の天に近きと思せるあるべくそうびするの器にある
ふうん氏都に近く天に近く作るとそうびをきく色のひて
近くるもなくるにうかふ家ふうる毒なはうハせむ
かのする不死の薬に丈つか異して出使にたまをちるくに八月の岸ら
さとつふ人をめしてするうの器にあるる山のふくきよりてつくへをは
おほせのくはふ不死のくすりのつかるくて失を分てやくてきよう
作のふるのするみるうう兵者もあるる異して山へのるりるうん其山を不
死の山とハ名付る其ふりいまと雲の中立のるるとハ伝へる

峯ハ八葉にして根ハ四列にまたがる道路ハ三日まるのりて千仞に列る
裾野ハ東西に長して百里につらなる形けつるるの如くるるの外ら
近し夜陰に旭をかやうに天に雪をいただく山頂に沸をうく山上に湯を攀
和田異朝類するものの三名山と称して義楚六帖に甚とほめうう

八葉ハ薬師 嶽 観音嶽 地蔵嶽 大日嶽 不動嶽 阿弥陀嶽
釈迦嶽 四列ハ駿河、甲斐相摸 伊豆 三口ハ 吉田口 大宮口 甲州口

本朝文粹 富士山記

富士山者在駿河国 峯如削成直聳屬天 其高
不可測歴覧史籍所記未有高於此山者也下略
文貞観十七年吏民古きよりて雲ふるる白衣の天女二人山のいただきの上に多ひ来
晴作きて山峯をアるる一丈余士人とるるるる
古老傳ふ山を不二と名くハ郡の名也山に神あり浅間大神といふ此山る
さくの雲表を極めて幾丈をふるる頂上平地あり廣さ一許里ら
中央ふくして龍の如くうきの底に神池あり池中大石あり石の體
あやしく色純青其龍のそこをうかへハ得のさきにふる如く其遠くあり
てのそむるの煙火をふるる亦其頂上にめくる池行生つる青紺素練
にて宿雪春夏消ふる山腰に下小松を生ひ脇より上の方に生ずるあふ
しく白砂山を成せる其ふるの者脇下よりそもりのり遠するるを
ひろ白砂流るるをいそなう相傳に昔役居士とつふるものあり其いくき
よのり得のちよちのるる者皆類を脇の下につく大なる泉あり脇の
下より出て遠く大河のとうる其流寒泉駅盈縮あるるるる山東脚

下小山あり俗ふしを新山とつくると平地なり延暦二十一年三月雲霧晦冥十日ありてのち山となるなり蓋神の造也

義楚六帖　後周齋列開元寺講俱舎論賜紫

明教大師進釈氏六帖義楚集

日本国亦名倭国東海ノ中奏ノ時徐福将五百童男五百童女止此国今人物一如長安中畧東北千余里有山名富士亦名蓬莱其山峻三面是海一朶上聳頂有火煙日中有諸宝流下夜即如上ル常聞音樂徐福止此謂蓬莱至今子孫皆曰秦氏彼国無侵奪者龍神護法不殺人為過者配在犯人島其他霊境名山不及一一記之

日本武尊東夷を平けて草薙の名をあらため右大将軍武士をあつめて牧将をかるる駿河の池ら俵威の仇敵をうち人充の奥ら仁田ら各分別さうなり十郎の宮五郎の社西行ら五丈字をすゑ探題ら是を見るあくむ

日本武尊伐東夷至駿河国浮島原與阿部市東夷欺尊詐狩猟人令遊御廣野日中縱火于時十月之旬衆草枯死而宜燃火恰如塗油已進而尊之軍至危所帯之叢雲叡自脱排野火依之有草薙ノ名

古事紀傳。其日乃みやつこいつくりをさく山みの内ゑ大沼あり山に入まつりは其ゆのみやつこ其神をそなふるは其型めて古ろ〳〵めてはは倭比賣命の給へるは袋の口をとき明て見へ火打を首ゆりまつは佩かをもて草を刈拂ひ其火おとをもて焼きうち〳〵即ち火をつけてやきそけてかつおきて其ゆのみやつこを源頼朝建久四癸丑年五月天下の武士を集て富士山牧将あり

駿沢の池ら俵威の仇敵をとり

さみ〳〵は其根ら雲のくちめしてるさは不二のまるなりう

山くとろるさの入ゑ仇敵をとるる

名我兄弟の社　名我中村ゑあり

謝詣名多　小袖をつる

祐成の袖引のこせむらさき　青山
祐盛や　こまき　上の　村くもる　草風
嘆くなる　其　相　あらてきし　虎の　詩　其角
十郎の　うしの　着のよさを　むらくもる　枯淵
父　ふく　小兵衛　小兵衛

遊　迎て　十郎の　袴　一の郡　魚眼
五郎を　探　ふく
みてる　如　陸の　みを　やつる　指の先　、
大磯の　やせ　ぎと　ぢて
山　る　十郎　有や　秋の　ふる　恵友
きせ川　魚　義　有の　虎を　法る　一の　拍子
うなる　やさ　きく　ハ　ふ　の　あ　く　や　ふ　ふ
毋　て　ふ　ハ　ふ　く　と　ふ　て　陸　う
鬚　頬　の　ふ　ふ　ふ　や　秋の　小松原　號　白
むかし　な　考　枯　醵　も　図　坐　ふ　ふ　う

白雪　ふ　ふ　ふ

法眼
交坐
機眞
宰嚴
於燕
分別
室繩
家

[illegible]の立のゆるぎなくれハ世のもつてうるはしき

煙ゝ古今の序ニ云流よとまれ雲ゝ興形ニ帰きて一尺八寸の号をとゝむ

古今集序　今ハ富士の山のゆゑ[illegible]長柄の橋もつくるなりと

きくゝ人ゝ歌よのゝ心をなくさめかねつるを[illegible]不二の山のゆゑ[illegible]

業雖拙ゝ見ゝ世の中のむかしよりいまゝ[illegible]長柄のはしゝ[illegible]

[illegible]むかしよりこれハ歌よそ心をなくさめかねつるなりとゝ[illegible]

山もゆゑ[illegible]不立不断の三りの心あり

不断をゝ[illegible]ゝ[illegible]歌拾遺集遍照ゝ

かゝ錦機よ一むら時雨ハ秋のかゝみをゝめなるゝ

城川院の首公賓ゝ

年をへて住ハてこゝろむ寄竜のゆゑをゝめ大原の里

後拾遺集和泉式部ゝ

さゝひゝ[illegible]ゝとや思ひ[illegible]ゝ[illegible]の山里

和泉式部ゝ

時ゝ[illegible]ひを今ゝ[illegible]とやゝ[illegible]むの不二の根の[illegible]

右四首遍照ゝ賓ゝ[illegible]ゝ和泉式部雅[illegible]

[illegible]井[illegible]ハ不断を月四雅[illegible]為[illegible]不立不断ゝ[illegible]

[illegible]ハ不断を月四ゝ[illegible]ハ[illegible]ゝ[illegible]

[illegible]不二のゝ[illegible]ハ[illegible]ゝ[illegible]

ゝ[illegible]不断を月四ゝ[illegible]

同心ゝ不立の義をいつる為相如[illegible]

[illegible]ゝ別ゝ[illegible]ハ[illegible]傳ゝ不断の義をすゝ不立ゝいつる短文愚昧

[illegible]ハ[illegible]物をかゝ[illegible]不二のゝ[illegible]

ゝ[illegible]ゝ[illegible]ハ[illegible]

[illegible]ゝ[illegible]

不[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]不立不断のお傳る果て伯宅の附冥戸舟後

入道[illegible]ゝ錦袋ゝ[illegible]ゝ[illegible]

入道不立不断のゝ[illegible]傳ゝ[illegible]

[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

いつあさられんとつくるなり

雲を迴形の如き物をて一尺八寸の号をとるむ

一尺八寸豈を笠雲とよむと我邦午心いろ又多支春秋菴梅笠曰笠のさ

一日一尺八寸の物〳〵笠雲のよみありところあるくし錄の及柄ゝ又一尺八寸

ゆゑよりて一尺八寸村とさてかまつり村とつゝあり又我曰一尺八寸のゆゑ

笠雲ゆゑ〳〵八吹とつゝ謎ゆゑ尺八大軸長サ一尺八寸故以為二尺八ト

倭漢三才圖會云颶音具

南越志曰颶具四方之風也常以五六月一發未至時鷄犬為之

不鳴嶺表錄云秋夏之間有暈如虹謂之颶母蘇子瞻曰

斷霓飲海而北指赤雲夾日以南翔此颶之漸也其風發ス

輙拔木掀屋舟楫漂蕩ス

勢列屋舟濃列彈列不時ゆ暴風いるゆあり俗是を一目連と

つゝみて神風云其水やまをぬき家を作し屋を崩し破列衣せめと

つゝのすり多分多分山ゆ一目連の祠あり相列ゆを錄風と

つゝ疑舟ゆを悪彈作の風とつゝれ俗ゆ其神形人のゆく得色ゆ

禅定ゆ人ゆ宝冠ゆかゆを つゝみ下白道ゆ小袖の形をゆゆ絶頂の鬱

半腹の崔巣鷲ゆ大山すて伊ゆの杉山ゆ如し水多の明音ゆ聽病

に生て都の方ゆ逃る

紀頂の鬱ゆ頂の池水ゆこの〳〵ゆを生ゆと〳〵ゆ三才圖會云不二山乃

蘇江河の交ゆ〳〵ゆ〳〵山神愛する所ゆて不二山ゆ詣する人ゆを

愛ゆ大山ゆて伊ゆの杉山ゆ如し

ある人いふ不二ゆ靈山ゆゆゆ故ゆ其山の巣窟ゆ逐物ゆて疾き

鳳凰の如し四方ゆ山ゆ〳〵ゆ〳〵ゆ縁列杉山ゆ秀ゆ不二の巣

愛ゆ一巣ゆて松山迄ゆ〳〵ゆ四方の巣愛ゆ一巣ゆて不二ゆて

つゝゆゆあゆ尾舟三舟の方根〳〵ゆ〳〵ゆ

山家集 ふゆつあゆ愛ゆ伊良古ゆゆすゆゆゆゆ一つの愛ゆ

止ゆて来ゆすゆゆかゆて彼ゆゆゆゆゆを少て

巣愛ゆゆゆゆゆ

[illegible]

平家物語 巻五　九月廿五日の夜、源氏の陣を見れば、[illegible]
伊豆駿河の人民百姓ら軍に怖じて、山に入れあるひは海に浮かぶ。源氏の陣
の遠火の多さは、星の天に満ち、武者ども[illegible]
其夜の暁、平氏の方より、[illegible]
源氏の大勢の向ふる、はるかに別当ヶ[illegible]
氏方不二の裾野にかんなをやきたる[illegible]
ふりけやとて、[illegible]

富士の山嶽のいつくしさを

禅定や珠数をもたぬ雪の尊　文鱗

[illegible]
山茶菓のかざしやそこ不二の花　歳雪
夕都さすが西不二の桜かな　蒙自
いつくしき富士をもきりをわる　北枝
四方の海の不二の根や山代の春　許六
みしら波や天辺のぼる富士の雪
水をもの布よりや不二の砂ふるし
こがらしや孫ひろはる不二の山
栗乃花や三保の松原清見寺
江戸ちかくはるばる駿河の海を

富士海苔不二戻　不死草　富士貫茂　栗柿　松檜の木のもくひ往還八井の
下蔵根京蔵寄を足柄の関模けらの宮荒井の渡口佐野の山蔵海を屋さ
て宴をかさね三保清見寺の見蔵しの箱根かまくらの安日丸両国の橋
上ゝゝる上の人間をめぐらし布施駿河蔵の蔵ゝ系ものを重ねまるばらをさく
八郎無山をかきうつ遠く八京吉原のあるうるうるく誠訪の湖ゝゝさくもる　影

と復し甲斐の府より三つ峯十足えて扇の面をなるべし

むかし東海道八不二足をふくの山の名を負ひ其中に横ぶりの宮あり足柄清見様を常世を不二の三宮といふなり不二のすがたは世の人の

俗様をうしなふに対しなる名なるべし

いうにせんすがたもなをあらしなりや様をする人の心を源仲正

弁の下通富士の根ずゑにあり駿相両国の界なり

建武二年十二月十日新田足利此所にて合戦をなす太平記

芝瀬川下流を不二川と名付此川前に海苔を生ず不二海苔と芝川海苔と

つるちろ　百番集

島總（トフサ）立あしやの海苔きりきりあさりの海苔

我せこを山辺にやりつるあしたの板のあのるか

箱根ちもと箱荷とかけり桓武天皇延暦廿一年癸酉相模国足柄路開

笥荷路以不二焼碎石塞路也翌年五月癸酉荷復足柄旧路

詩歌連俳の名数会をそなへ大こと山のるさに比せんされ

と古今の名人一首秀逸者八素人の名ばかりなるべし共余に此山を対してなる

一生なる富士吉野の名一生なるとかや東海道を通る人をかくなるべき不

二の詠を心力を費し又東海道をあるむあくをかくみ難き不死をつくして一生を

終るなるべし

宗祇法師俳書記　上野国をはとる湯に入て路の国をまかりかへる

とおもふ山をいつる宗祇老人の此国にかきりを待るべしと命さに

あやうくにつれるふるハ多の人のあるるさにをつくそ都

なかへりのるんを物しみのるを人をて路齢のかけかへるを

なくあるをるみをあるべ伊ひをるべ不二をる今をるべ伊ひをるべ

しるべ　ト宿

七車に不二の形を画はいさう写るるべきるを腰に筆をる雲の今

又るをやうに共けきを又日るべして所るる不二をるるる

暫時にるはくをや足る山をおのれひをるべるるんの山の国

に所あるもあるとをけきのかるべをあき

いるるなるとの所のるるるのるべ

夕るるるるべ

[illegible]かけと今朝の不二見る秋の月　宗鑑

元日乃見るものなれむ　不二の山

雲の富士を天上てく つ青ゝ　蓮谷

ない山乃富士一筆ゑ　秋の空　其角

不二の山雲の系卵の　おほひ　義

秋の雲不二をいろ〳〵　卜尺

不二ゝ　三月雪ゝ　信徳

天野信景の塩尻ニ

海氏塩を焼て堆をなし畦をなす潮水来て砂畦を

ひたす　ひさしくして　ハ　砂をつゝみ　のやう

つゝて日ゝ　塩尻　実ハ不二の形ハ似

十五夜月　不二の山を見ハ　むかし　父の形ハ　さゝい

きていうになるみの浦なれ　[illegible]

しハ不二のゝりのすゑ　[illegible]

[illegible]

万葉ニ　[illegible]

駿河ニ不二山神ハ水海を埋むとあれハ此時ハ海なる[illegible]

万葉一　山部宿祢赤人望不二山歌　一首　并短歌

あめつちの分れし時ゆ神さびて高くたふとき駿河なる布士の高嶺

を天の原ふりさけ見れハ白雲も伊ゆきはゞかり時しらに雪は降つゝ

いひつがむ不二のたかねは

田子の浦ゆうち出て見れハ真白にそ不二の高根に雪は降ける

山部氏ハ山部大楯連　山部小楯連なとあてかゝれ連なるを宿

祢ト語ハ駿河ノ国ノ赤人ト舎人ハ[illegible]

[illegible]歌あり後東[illegible]

百人一首古絵　かゝ[illegible]

田子の浦ゆ打出て見れハ白妙の不二の高根に雪は降つゝ

神名式戸原郡ニ穂の神社　これハ古の海道ハ人のさつゝ山の山

かけつゝ　清見ヶ波のせきもりといふもうなり　来てさつゝ山の東ニ出ハ富士ハ命の手

又ゆくさの比おもう東へまろび飛つゝ折おりてゐれハ不二のゐ根の雪高ゐ天の
秀ゝるをこいうにとあらで感しゐる人其時其地其情おのつゝ俳ゐ
古のゆゐるゐの人々短歌の神ゐる比一首をそゝる低然視南山と
つゝゐ物ゝとつゐ人作ハとかゝハ其ゐそのゐ也ゐゐハふく山かけゐ折おて
又ゐ山ゐるゐゐゐハ其ゐゝゝゐゐ低然ゝてゝハゝゝゐの心を註せるハ俳
ゐゝ物ゐの俳ゐるゐのゐゐ山ゐゝゐゐゐゐハ其ゐのゐゐゐゐ俳ゐゐゐのゐゐゐゝ
頼政ゐ古意を好みて山心をよくゐゐめふゐゐ

返し紙や言葉入ゐゐ弱めて比良のゐ根の雪をゐゝべ

とよまれしなり　下略　外我いゐ祖義の句

唐崎のわらゐ花ゐゐおゐゐゐゐ義

玄義抄ゐ比自意を義ゐ義ゐ一附頼政ゐの歌ゐ比良のゐ根の
雪をゐゐゐゐと義ゐ唐崎の松のおゐゐゐきを詠めゐくゐなゐと　外我
おゐゐ祖義のく赤人の歌の意をゐらゐれハゐゐ比良のゐ根のゐく
をゐゐゐれゐ、頼政ゐゐ我義日意ゐゐゐく良の眼ある比道の
ゐゐゐ

細川芸旨日冥東山陣の時不二そゐゐよゐんとおもひてゐおをゐらゐて
ゐゐゐゐ故ゐゐゐゐ

孝靈天皇富士山ロ製

ふじけあきふるやゝ山いぶかしけあをさしろみつゝやゝ山

中くゝ雲ゝう上らいさゝ　家隆

よの山の名根くをめぐりまて富士の根のかゝる白雪　定家

源川芭蕉十三夜

名ゆゑ　竜田月をとてあはれ共月をいつる越の人あつくゝの信濃

識にゝきくさの水よあるゝ如くあるゝも清雲流水の身にて在山の雪

日さゝゝゝひさしきの月ゝうそむきて竜ゝかゝるいまくりをあゝ

蒙の月ゝ信されて吟かいとうくきゝ花月ゝ山為ゝいとあはれ

仁人ゝ為を賞するゝみれハあゝの梅あゝゝゝ中義の詩人ゝすゝ

ゝ仰ゝまてくゝらゝきゝ為ゝの風月ゝとめるゝ

ゝゝゝゝ不二あゝふゝの月ゝゝゝ　素堂

石川丈山詩

青天忽見素羅笠　羅笠檐中十九列

雪如紈素煙如柄　白扇倒懸東海天

白扇倒懸東海天といふ白つ絵けいゝゝゝ對してゝ

にきゝゝゝ心地ゝゝゝ山旦雪ゝ立ゝ月ゝ山の本眺ゝ

ゝゝゝゝゝゝゝゝと要ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

ゝゝ雪の西ゝ西ゝゝゝ　雪質　不二　芭角

五月雨ゝ不二のゝゝの高ゝ

笠ゝゝゝ不二の雪笠ゝゝゝゝ

一尾根ゝゝゝゝゝ雪ゝ富士の雪　芭

ゝゝ尾の雪ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

富士ゝ常雪ゝ雪ゝ　秋の色　亀翁

不二ゝ笠ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

雲よ八月のなかばとなりぬれば　長角

草庵集

東をくらく行はるる人あるべしと

[illegible]

[illegible]

四よの海をまくるるうるる東路のうるる不二の高根をたづる

一天八す迫つきて　　長角集

塔上ちをおむる山塔は風雲のかるるを

一天塔とかやいふ名空時て雲る

よもうるる東あるうる　青女

今我つる風雲を一天塔といふも山一天八する風雲のうる

うるうるる小[illegible]をうちて引めり

湖水ノ賦

李由

近江の濱海なりを大宮に近きを近江と号

すとうる仁皇十二代景行の御宇志賀の郡に遷都あるて高穴穂宮に行幸す

三十九代天智帝大津の宮にうる[illegible]帝の御宇保良の都をうる

書紀景行天皇四年二月幸美濃冬十一月自美濃還則

更都於巻向是謂日代宮

日五十八年春二月近江の国に幸す志賀に三とせ幸ましたりあ

りの宮とうる六十年十月天皇高穴穂宮に崩る

天智天皇六年飛鳥岡本宮より遷江大津宮に遷る十年十二月

崩る此年五月大海人大友二皇子八出軍あるる平らきて大海人

皇子命飛鳥の清御原の宮に天下知る近江の宮にうる皇子

天武帝八君位の後年号を立て初の年号を用天平寶字五年

都を近江の保良に遷す

近列七下の八十三郡　保磐潤沢種千倍を得春氣をやくいろう日に四海大

上て国と称す仁皇七代孝霊五年地裂て湖となる同時富士山現すきれば

不二禅足するに近江人を先達と定む善積一郡を湖とうて今ハ[illegible]
後とうて一村ハ古郡書して坂田の郡に属ス日本紀吾郡[illegible]の西湖あんと大きさ
[illegible]二里よりハ日本湖と称するものハ琵琶湖のみ形似[illegible]

志賀ハ近江国志賀郡也南ハ勢田の川より北ハ比良山のふもと
[illegible]志賀の古里とよむハ天智天皇大津の宮の跡より成勢
天皇ハ高穴穂の宮よりしくうき穴穂を今ハ穴太村とい
京より山中越して近江の坂なへ[illegible]通なり
万葉三

後の寄こきこみ[illegible]ハ近江の海八十のみなとに白波ハ[illegible]
さゝ波の志賀のあ[illegible]むかしの人にあ[illegible]
さゝ波の玉津[illegible]の浦さびてあれる都[illegible]

温故日録　義書条　四月初八日

今書ハ近江国湖の東の浜辺より旦妻といふ名所の南十条町とて[illegible]
丘あり此村の氏神の祭ハ其村の女ハ我が男ハ[illegible]
板よりるくて[illegible]祭の場をとるに男ハ[illegible]

神罰を[illegible]や是則罰障[illegible]神の方便なり
[illegible]にむかし媒妁あ[illegible]男を[illegible]
いさきて男の[illegible]ぐをつくりて大場[illegible]
[illegible]ハ神意よりむきてこ[illegible]
[illegible]ハ常の鍋を[illegible]
[illegible]神[illegible]
つ[illegible]
あ[illegible]

清輔集

[illegible]

源氏[illegible]

[illegible]

後撰遺集

[illegible]

いうたせんくまの神おろうろうそよみうんうべの数うるの身を
佐々波寶丑といふ風土記又山て栗くぼや丹徳てるの文まハ万葉ろはまろ
東西十里南北二十余里山谷のゑゑゑる虎八百八川湖をかこむ水郷五百余村中ゑ
大小の嶋あり竹生嶋ハ周廻一里寺院九坊天女をあうめて岩つゑきの神ろ
あり空海の秘密を封ゝ経筒の探をひろゑ

神社考　竹生嶋々江湖の中ゑあり其岩石の内水晶宝珠多ゝ本
朝五奇異の一つ也傳曰孝霊四年江湖地さけて湖水はゝ入て嶋ゑ又景
行天皇十年湖中竹生島傳ハ聖武天皇天平三年竹生島の神現形ゑる
三月三日竹生島ゑ行ろのきの船水傳ゑり五十九里其ゑり十五町二十三ろろ
元ゑゑそちいさき嶋あり　れをつるく船ゑ空海是をはゝむ
竹生島社素戔烏尊の宮ろ守賀ゑ縄余　社ゑゑ
ゑゑ浅井郡湖中ゑあゝ嶋のめゝり縄を以て引ゑ和井一町ゑそめゑハ
一里水底深さ南ハ八十尋東西百十尋余東の岩下に東西へ通る穴ゑ
水かゝゑゑ嶋ゑ穴の中ゑ樵船あり西玉三十番れ所ゑ
経筒の探をひろゑ　治承四年本ゑゑ仲兵をおゑゑゑ河平氏ろ

一類これ本ゑ但ゑ寺院政ハ西玉ハ西のおゑ竹生嶋ゑ詰て聚翠をゑん
ゑハ白城次ハ竹ゑゑ神の嶋ゑ神ハ嶋山とゑる嶋人ゑゑにすあり白石
とゑふハ四石湖上ゑ時樹木一株ゑ真の嶋ハ人家数百戸ゑ表を摩ゑん
猪嵜園山玉津ゑ嶋ハ水ゑの泉つゑ皆四の中嶋ゑ蛇柳あり入亀ハ亀
の二嶋ゑ氣ゑ江の中に嶋ゑ山ゑ比良四明のみゑをひゑ鏡伊吹の影
をゑつゑ嶋ゑ嶋の嶋ゑいゑゑ嶋ゑ湖を嶋ゑ西青柳の嶋ゑ
巣ゑゑ季也

ゑみゑれゑ嶋ゑゑゑゑ嶋ゑゑゑゑん　ゑ

山ゑ比良四明のみゑをひゑ
神名式近江国志賀郡日吉ノ神社三代實録貞観元年正月近江国
従二位勲一等比叡神授正二位ゑゑ右記ゑひえの山ゑゑあり
拾遺集　傳都実国日枝の社ゑゑみ傳
ねぎうゑる日枝の社のゆゑすき草のかきゑる言やめてきけ

叡慮世ゝ八比叡山ト云ハ延暦寺の事也日吉ハひよしと読むと
おもひ別なるゝ物なくなるゝ日吉と書て比叡ひよしと云る事さらに
なし住吉を住ハすみのえと読すみよしと云ふ事の如し最澄
此山を佛寺に建て此神を其寺の守神の如くなして山王と云ふ者を
負せ奉りて公の世ゝ以て八其日吉と云者を勧て此山王と崇也

陰徳太平記

永正八年十二月廿五日雪いとを加う降つゝ加る且るとそ
むる八古ゝよりある事なれ八峨峨たる方丈ゝ嶮しに聊也きま
うるまあるゝ西芳寺の住境に目をよろこばしめらるに比叡山ゝ
雲をかゝ上ゝん中ゝて物よりまゝ殊の不二の景を分て
おもゝて　大内義興

あく月をさき東の不二の景を人ゝ都の雪の明ら方
此歌天徳よりなひつゝ八秀逸　御製
雪ゝ月ゝ山ゝ冨士の景色の代ゝの其者ゝ雲の上ゝ
山門ノ傳曰竪の三點ゝ横の一點ゝ八三此二の源理ゝ

意ゝ竪ゝ竪也上下ゝ竪ゝ上八空下又空也横ゝ横也八方ゝ
ゝて万法ゝ故ゝ空ゝ三ゝ故ゝ竪の三點ゝ三ゝ空横中也底
に有ゝ故ゝ横の一點ゝ横の一點ゝ八横の三
點ゝ横ゝ又三點ゝ所謂空横中也三ゝ横ゝ即ゝて理ゝ空ゝ故
に竪の一點ゝ山ゝ空ゝて三ゝ異ゝ王ゝ横ゝて三ゝ異する也山の
横の一點中王の竪の一點中也中道ゝ八猶空猶假ゝ是則神の
名也三諦ゝ佛法ゝ形ゝ神佛名理一体ゝて無二ゝ
延暦寺根本中堂ゝ延暦寺中傳教大師建立其外三塔ゝ
四明山嶽ゝ比叡の絶頂也山王社ゝ八十町本花つゝの社ゝ
傳教大師の母堂玉依徳夫人を祭る印月ゝ花つゝ八女人を祭る
して此社近詣する人四明くけゝ中堂ゝ八丁のゝ家ゝ大岩三ゝ石佛十
体ゝ村ゝ村ゝ根笹のゝん此者四方ゝ八西ゝ八の者ゝ
むかゝ比叡山と三井寺と不和ゝ事ゝ八ある信三井寺とあさうて
往日　寺ニ見　七ノ上ヤ　兵ノ左ヤ

とうひやうゑハ

山詣東来

と對せーん式二百心ゆ寺とゝら三井寺ゑわつひやゝさと八比丘尼と云
字とあやまりるゝ事ゝ侍ゝ故るなり下心ちなまるゝ女なり
女人きんせいゝるゝ比丘尼を寺まて尼ゝとつゝなり山ら比叡ゝ東
東坂こゝる三坂ゝ仏ゝる坂ゝ八ゝ坂ゝ山ゝ坂ゝ東ゝ
ゝ坂ゝ比叡ゝ三ゝ坂一の坂ゝ下心ゝ道ゝのあやまりゝ
首ゝ山ゝ比叡ゝ三ゝ坂一の坂ゝ下心ゝ道ゝのあやまりゝ
首ゝ山ゝ比叡ゝ三ゝ坂一の坂ゝ下心ゝ道ゝのあやまりゝ
文盲ゝ山ゝとゝ山ゝ山ゝ山ゝ山ゝ山ゝ山ゝ山ゝ山ゝ山ゝ

鏡山ら浦ゝ郡ゝ山ゝ山ゝ山ゝ山ゝ山ゝ山ゝ山ゝ山ゝ山ゝ

伊吹山八近江と美濃の堺ゝあり西八近江坂田郡東八ゝの不破郡

神名帳　伊吹岐神社

ちるゝ　日ゝ武ゝ

かゝゝゝあゝゝゝ

[illegible]堂に於ひてそ[illegible]の恵心僧都の[illegible]
いへらあ[illegible]ふいと[illegible]
[illegible]をあけて月ハ接川のつくんを

鎖明て月さし入る法性堂　家

かくて三重の[illegible]ふ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]に[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

山鞠玉友鉄炮

志賀のかゝさきの松をさいつゝ大風よしゝて枯て倒るゝ事を
大宋の内城郡の郡主陶の子也我の為松庵東玉雛齋直毒として
二人あるゝ江松のそつ紙くロをしくおのひしよ者の雛枝つひよ風
時あるゝ松を手ゝ浦て持ゝ天正十九年の秋のすなゝきけるゝ尊朝
法親王のかせめくゝかの松の記よ又て扶桑拾葉集のせゝれ
ゝ今の松を是なゝ

幸侍の　松ゝ　れよゝ　おのゝ　ゝ
かゝさよの　鮒　ゝる　ゝの日　松　山松

千ゝの松ゝ度根の城近き所ゝ蓮て湖ゝ入
志郡ゝ蓮の名産ゝ栗方郡矢橋内倉山田方郡と並て湖ゝ入
四川兵生八幡長須賀の名産物を解よ多ゝ人のゝ
伊吹山大平寺八蕎麥の名ゝ大根ゝ一かゝみとゝ是ゝ
百々藥八度根家中百々市右衛家傳安産の妙藥ゝ今ゝ世ゝ
四十九院村戒智川ゝ高宮の名ゝきせる事ゝ

佐ゝ木家譜ゝ弘治元年五月二十日有唐人名曰長子口嘗
自南蠻渡海到琉球尋来日本多祢島教鉄炮術先月
入洛見將軍家而傳其術便長子口預佐々木ゝ今日来著
江州同廿八日居近江北郡支村賜百貫須地

多賀八近江郡大上郡多賀の神社大社ゝ町家多ゝ物ゝを賣
ゝ多紀伊郡那波大神　淀ゝ多賀ゝ
市物ゝ多賀大社飯盛木市物ゝ、桑も昔時垂仁帝の御宇伊
勢諸尊當山社ゝ十八町東方山中ゝ木あゝ是を製して飯を
盛ゝ調ゝ用ゝ八萬の毒を保ゝ長壽を保ゝ說宜ゝ世ゝ
社ゝ内ゝ勅命ゝ山ゝ樹を切ゝ神勅の如く是を割裂し
鉄ゝ鉄ゝ敵ゝ鉄ゝ則ゝ林を飯盛山と勅号と賜り今連
綿ゝ年ゝ十月初ゝの日ゝ樹ゝ木を割ゝ古例の如く元旦宗
上ゝ樹ゝ鉄ゝ市物ゝの製造の業ゝ八往古の形ゝ西ゝ
毒を除ゝ長壽を保ゝ神紙の良機田記ゝ

武佐列の八合餅（是柴田勝家之製軍中兵糧助ケル）端無のヂバレ（作ル本家ノ奥足磨也其子孫ノ者農又マテ今ノ番屋）大津ヲハ
石鏡枝木を飛しかまくらの生食ヲ比ヲ湖中の猟師ハ尾
上行山ヲ締方を〻き石垣突ハ阿野人を天下ヲ用ゐ白鷺の内神ヲ七度
の芋ヲ尺ヲ比ヲ破嵩の明神ヲ日吉武の山家行ヲ多賀ヲ日吉の神社ハ
ちるくるくるくるくるくるくる
瓶弦山風土紀ヲ往古大津の宮つくるの内所より良枝多く出て焉ヲ
駄一来る其ヲ来る瓶ヲ一ヲ長者ヲ武佐ヲ
源平盛衰記ヲ
まふちの里を行て長者ヲ長者ヲ武佐ヲ
著中集 大津の西のくる日栗田口の大道を通り近道あ
りて志ろくろくろくろくを弥陀清水のくみる
志ろくろくろくろくろくろくろくろくろくろくろくろくあけとやらみてくらん
大津の名ハ天智天皇の都ヲいひ始めて是を比ヲ比里ヲ
坂本の磯ハ地ヲ付ケ所ヲ坂本の内ヲ
宮ヲくるくるハ内ヲ大津ヲ
おくるくるくるくるくる

秋の月ヲ見るくるの山の紅葉ハ大津の里のかくるくる 俳家
大津 浮乃 宮の内ヲ比ヲ何 佛 義
ちくるくる大津の車 やみよ さく 秋
名ヲ生食ハ穂積村ヲ名ヲ近く作ル本四郎宇治門の先陳
ヲ立て川ヲ
尾上行山 ヲ奥の瓶弦 住居せ今ヲ孫傳へて湖水の魚を貢き
ヲ近くの源五郎 剣ヲ室町家の時錦織源五郎ヲ湖水の漁猟を
毎朝ヲ剣ヲ京都ヲ近せ
白鷺神ヲ志賀郡ヲ
日吉上七社 大宮 聖真子 二の宮 八王子 客神宮 十禅師 三の宮
同 中七社 牛の尊 大行支 早尾 多比 下八王子 王子宮 聖女
同 下七社 悪王子 新行支 岩滝 聖真子竈殿 鏡宮大宮竈殿 二宮竈殿
下学集ヲ比ヲ日吉山ヲ出て行く其比ヲ日枝山と
ヲ比ヲ比叡山ヲ比ヲ山門日記ヲ比ヲ鎮護国家の道場天ヲ
金下の霊城ヲ山ヲ比て叡聖の名ヲ比て比叡山ヲ

白川院の比朝ようち公より仰せあり　りのゝ加茂川の水　双六の賽　山法師

天保七丙申年六月公儀京都へのぼりあり此年春より雨天続き水
毛月の葉葛西つき中仙道の川々洪水して野州川とまりれハ湖上と称す
大ほ近くゝんと雪ふの三里斗ある福徳と云ふ徳村ありこれ近水村なり
いるさしゝ大きなる湖水洪水ゝし水当一丈余ゝまゝゝ水辺をき村々ハ民
家を流し田畑を損す八百八川流れ入て落口ハ瀬田一口かれハ水勢遠く湖をかこ
む水郷なるゆきゝ多く福徳と彦根の城をこれ兵主大明神の社あり兵を祭ル
よきゆ社へ兵主菅ゝ又ハ比叡の名産すゝいと大きく味ひすゝゝ中ゝ福
徳ゝ大津近湖上十二里ある多ゝ便利して大津ゝ行る湖水濁ゝにごり
村ゝ呑水ゝ雑魚す鯉鮒鰐の類ハ流水よりていくるゝ水上ゝ流れ
湖上を五里斗潜ゝ湖の真中ゝとおりみあるに濁水の中を一筋矢の如く流れ
水あり清きゝ水晶の如くひやゝとする水ハ如ク用意ゝ多ゝ大きゝ
堤七ツハ流ゝて呑水に用ゆ近村皆ゝ呑水を汲ゝとゝ云ふ
中流ゝて茶を煮ゝ時ひかゝし水脈多流ゝて一筋の川をなせり毎
人ゝ常ゝ此水あやとゝ思ゝ人ゝ常ゝ湖の水落きゝ此水と

思ふ人ハあやとゝ思ゝおのゝ第七十年ゝ三十年此あかゝの
如き大水の時此水脈を尋ゝ見ゝ流ハ人ゝ多ゝの迷水あるあり
此ハ當国の迷水忘ゝ一と云ゝ傳て此水脈作生ゝのゝ岩穴ゝ
ゝて宇治橋の三の目ゝ水脈通ゝと云ゝ我おもふゝ豊太閤伏見ハ在城の
時宇治橋の三の目の水を堀め茶の湯ゝ用ひゝ仕ゝ成あるよ
如ゝ云ふゝ常の時此水脈あゝゝ成ゝ云ふ奇ゝ此年五
穀ゝ実ゝ人雑魚ゝ多ゝ諸国ゝ旅行して雑魚ゝ多ゝ云ふ
賦を註すゝ中ゝ多ゝ云ゝて同一心の方ゝ此近の

白氏文集　銭塘湖ノ石ノ記
湖中又有二泉数十眼一湖乾則泉湧雖盡竭湖水而泉用有餘

此文ハ我ゝ石ゝ鍋の形ゝ如ゝ水脈の流ゝ如ゝ此ハ我ゝ源氏の大将ゝ威を養ゝ大津四の
宮の神社今後の八幡宮豊満の神八幡宮を寺ゝ宇賀の神明ゝ寺十面座の近坐ゝ
彦根山の天神八実津彦根尊ゝ奉ゝ金徳の山神ゝ八金亀山ゝ近ゝ金五

すむ平田山鳴宮の天神ハ此旅所之流天神ら天津彦根命也本徳の神ゝて千ゝ
の杉ゝ宮居ゝ多ゝ神代よりはゝて大納言俊信賜参の歌ゝ彦根山とゝあゝ也
山上の観世音堂ハ川の比字寛治三年白川の上皇此寺の地ゝ神社佛宮金
亀山乃城の為ゝ地をゝゝて今の小野寺ゝ同坐ゝ
彦根明神ら長等山園城寺の守ゝあゝ天智天武地統三代の天子の此初
生湯ゝ此寺の岩ゝゝ出る泉を汲ゝて此井ゝ入ゝら三井に改原の
頼義の長男と八幡の比氏ゝゝて八幡太郎義家ゝ次を加茂の比氏ゝゝ
加茂の次郎三男を此明神の氏ゝて秩父三郎義光ゝ源氏の大将
ゝ威をゝ振ゝ是ゝ
大津四の宮明神ゝ彦根ゝ
彦根山ハ中右紀ゝ
寛治三年十二月十五日摂政殿令参詣近江国彦根寺給ふ
廿二日太上皇令参御彦根給ふ九月京中の上下ゝ此寺ゝ
参詣す観音乃霊験也　太上皇ハ白川の上皇ゝ
大納言俊信賜参歌　夫木集

近江国彦根といふ所ゝ観音の験あらたにおはしますゝ
みちゝゝゝまそゝれ来ゝ侍ゝて年のめぐりにのぼりやすらん
彦根ゝ参きつゝゝゝと八重の雲井ゝ月ゝ
よゝてゝゝゝ彦根の山の杉ゝ八月ゝ晴て志ゝかくし　兵乳女
万葉三
志ゝゝ都久麻ゝ息長ゝ息長のをちの小菅のゝ
息長の宿祢の皇子ハ息長ゝ此の伊勢の斎伊勢の王ハ馬日方ゝいふ人の女ゝて神功皇后の母ゝ
今亀山の城の為ゝ地をゝゝて
井伊侯慶長の役に功ありて石田ゝ領地を井伊家ゝゝ佐和山の城を廃て
彦根ゝを他へゝゝて金亀山の地ゝ城をきつゝ今の彦根の城是也今ハ大ゝ彦
根ゝの門のゝゝゝゝ此ゝ此ゝ此ゝ此ゝ此ゝ此ゝ此ゝ此ゝ此ゝ此ゝ此ゝ此ゝ
石山ゝ観音道場ゝ白瑪瑙山ゝ黄金ゝ皇ゝ金山の此ゝ三井ゝ
園城ゝ鐘ゝ名ゝゝむゝゝゝの山ゝよりゝ夫ゝゝハ延暦ゝ
ゝゝゝゝゝハ園城ゝゝ押ゝゝ霊場也
石光山石山寺如意輪観音頂礼十二番札所冥基良辯僧正

天平勝宝六年草創　本堂の内　源氏のるあく

河海抄に　西宮左大臣　安和二年大宰権帥に左遷せられ侍りし人
家式部おさなきものゝ奉り給ひるけく此大秋院より上東門院へ参らする
革命や作るとなりさせ給ひにしかの物語ゆゑ給へるかの石山寺に通ひて侍るを行く
作り出でてまゐらせ給ふ式部は作られたる石山寺に通ひて侍るを行く
年ゝ八月五夜の月湖水にうつりて心のすみわたるまゝに物語の風情
をうちおもひ給へるをすゝめ給へるとて仏おはしまさる大殿の料紙を奉る
はやうみて見給へ源氏物語の巻々を書きつけ給へるの巻々を是にて源氏の巻々
をうちうちなげきつゝとおもひ給へるとて
儀同三司母　石山詣行
石山に十日参りおもひたちたまへるとおもひ給へるに人々参りたまへるに
心一つにおもひたてゝ物詣でとおもふ人に生けるかゝ川の水を参りたまいか
てゆきあくつゝんおひたるものゝうくるあるとあるに人々の高の月いとあかれとあるに
中宮定子　定子お出の屋より参りかゝりて侍りしに立ち人ゝ参る所
ひきやうけうものゝおぼゆるに参りたまへるに

心地ひとつにくるくるつゝみつゝ物ものすがたひるゝ中のをうり牛ゝ
寺のもちるつきあゝ陽炎のかのゝと志きをうりれハいきてうらぬ山地せんかて
志ゝくるきものゝ沈みまゝひてなるゝ物ものゝ陽ゝてゆめて山堂
にのゝるゝみのゝゝ佛ゝやゝるゝ源ゝむせふゝすまて いひゝやゝるゝ
ふりて行の方をゝ見ハ堂ゝゝゝ

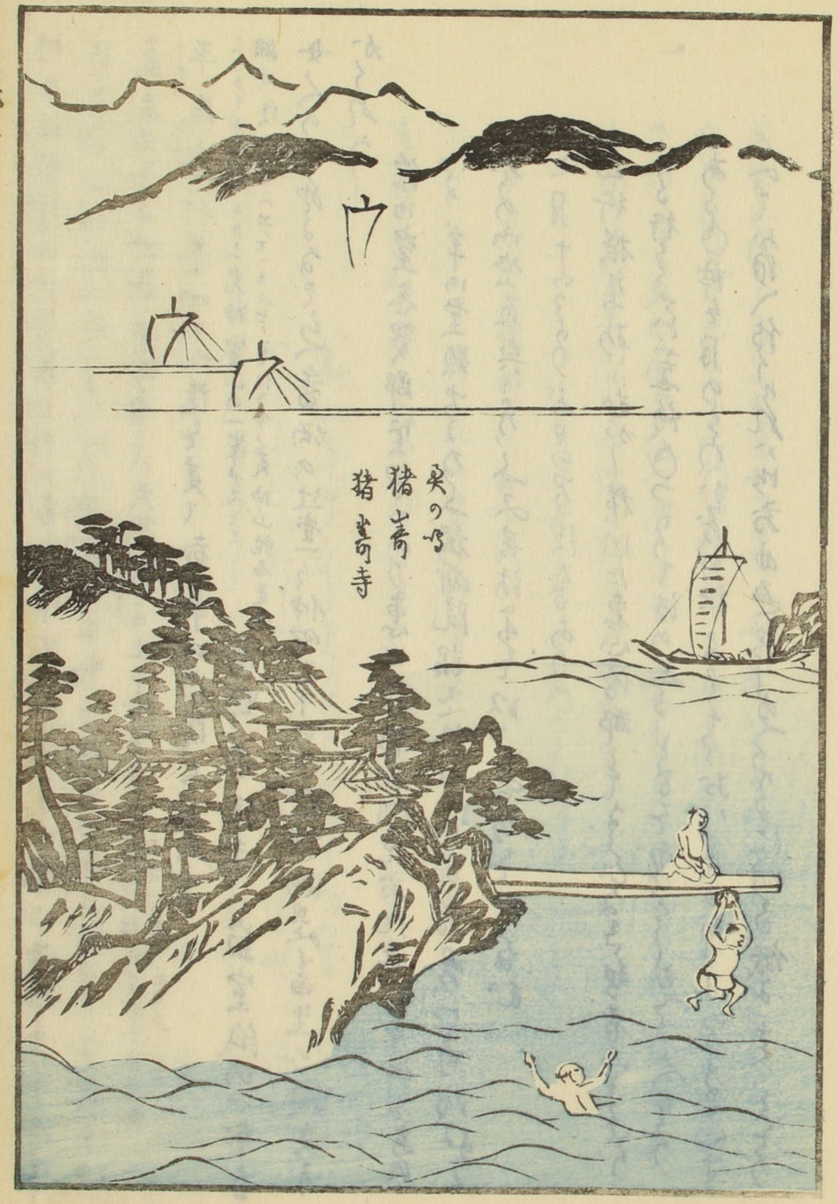

猪岩掉尾之図

奥の海八庚根より西南
七里又あり此海の内猪岩
ちゝ不動するあり
六月頃
掉尾あり
此図の如し

仲の海

坂本西教寺ハ天台座主の一本なる堅田の浮御堂ハ恵心僧都の千体佛
長命寺ハ頂礼のれよあらん猪嵩の不動ハ掉尼の術よ名を矢取の地
元木のもの地蔵石塔寺ハ天竺阿育王の塔をとゞめ是所謂八万四千塔ノ一也 日本ニ来ル三ツノ一ナリ
平流山ハ行基四十九院を建て都率の内院をうつす
三コクテレキ ミムカレ 兜神 霊山の一峯ナスコミ 湖水 俗ニオロス 其下ニカクレテ 石化ス今ノ武神山 蛇石是也
女人のそもゝるのそらく番場の辻堂一ゝ仲時已下の忌吉恨如是畜生の願文千
かゝれる

浮御堂志賀郡堅田よりあり恵心僧都の仏左右化佛一千体を表
いる 年中堂額中ゝ多ゝ 横川所院詣を下ゝ 能登臺山奇陽より
今の中堂再興ゝ多ゝ又長谷寺を以て書をいるむ
七月十五日の盂蘭盆会あり
西行撰集抄 むかし横川に恵心僧都そゝ多ゝ智者いまゝ
る行ゝ法の高ゝを尊ゝ人ゝ
あるゝ神を月のゝ中かゝの社のゝ行ゝ
みゝ

あしたゝ月の光ゝ雲ゝ晴ゆく空のすゑの望人ハ
月を待んゝ人ゝ待ゝ
て行ゝ
あゝ
つ稲ゝ世ゝ
ゝ
月花のゝみ
ゝ
恵心ゝ奉ゝ
いゝ
石ゝ
ゝ
猪嵩不動尊ハ掉尼の術よ名を矢取の地
奥の島ゝ彦根より西南十里湖上よあり此猪の内猪嵩の猪崎寺
に不動尊ゝ掉尼ハ此度よ五丈余の大岩あり岩上ゝ大悦

柱を水上へさし出すなり此帆柱を掉といふなり大きなる柱なれば丸き綱を付
てこれを出す時はあり此掉の上なる者水中へ飛入さるくの氣をなす
是を掉尾といふなり
石塔寺八吾朝五奇異の一也竹生島東大寺金峯山金剛峯寺石塔寺
蒲生なり二里余にて石塔寺あり石塔村といふ其村の内石塔寺石
不ふむ而九輪九石石根方の顯なる石塔の比なる石塔なり石櫃
石階あるくく石塔の高きを以ていはるむ石の大塔あり土民云釋迦
入滅一百年の後天竺月氏王阿育王八万四千の宝塔をつくり十方
世界へ投なり其一基なるよしといふ十年を経てなる物と見えたり
源平盛衰記
大江の定基出家して寂性と云ふ其後唐土へわたりて五台山へ登り
寺僧毋敬他をめぐる事あり寂性其母を尋ね侍者つれ普賢生身
の阿育王八万四千基の塔をつくり十方へ投のべられしに日本江州石塔
寺に一基とまりなり多年経日枝葉重りいつれハ石塔なるに霊を江州へ
つれのこり彼塔をおもんじ寺を池をめぐるなりとそ

番場辻堂八葉山蓮花寺

元弘三年五月九日北条越後守仲時已下四百四十余人京都六波羅
の合戦に打負て義貞に打ぬけて自害
当寺江逃去候ハ　執筆　糟谷十郎　記

百濟寺の下乗ハ小野道風の草蹟池寺の八天の絵ハ金岡ら筆也正堂ハ
佐々木道誉ら菩提所コレクハイの狂言白藏主の寺也
道風行海ゑ李頭小野道風正四位下参議峯守ら孫大宰大貳菊絃ら
男也　三才圖會ゑ金岡ら繪馬出て野草をくらふなりとのせくり
江源氏鑑　佐々木近江守定方ハ先て江州佐々木ら居住江其ゑ
部義秀義朝に仕て功ある義秀ら子六人ゑ婦ら大部左衛定綱二男中
務ゑ補任ら三男三部盛綱四男四郎高綱五男隠岐守義清六男吉田
法橋源秀定綱にゑあまたゑ其中ら四男近江守信綱兼久のみ江ら京
方ら屋しらるるなり彼せくらる其所領を四人のゑ供ら分なるなる大原
ら塔六角京極ら小なり大原ら塔ら其不忠ゑ八六角京極の二家
江別南北をゑるる信ら子の四男京極近江守氏信其ら満氏其ら宗信

其子佐渡判官氏法名道誉なり
百瀧寺八愛智郡観音山のふもとも也 盛衰記ニ
山門すでに本堂を一炎せしかハ義仲きこえハ都近くせめ上るしるし歟の
ゆ射を立て今城よつゝ鼓賀山を右よりのゝみ山をゝ築の瀬を打渡る
月河原をおゝ大橋の村八幡の里湖上をうにそわりて平方あさつよつく
きの浦くとをるハ六十ものはの系らをうの大乃よ出るうら先陣を近江ゆ三
上山の麓野洲の川原を陳をとる軍兵ものゝ者ゝ者ゝ者

三善清行ハ明達博洽而得術數察有右大臣道真毀言之難
奉書於右府諫致仕曰
明年ハ辛酉而運當革命二月建卯將動干戈公冀知其
止足察其榮分檀風情於烟霞藏山智於丘壑
右府ハ男子翌年二月太宰府ニ左遷ス
遠景山捻見寺禅宗臨家安土山ニあり天正三年織田信長公
御建立本堂額狩野永徳筆ニて男ハ箕と棒を捧ゲ蚊帳ニて
釣る圖あり　信長ハ其質
人ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
坂本城ニ信長ハ山ノ裏ニ治して坂本の浜ニ城をもうけ明智をして
守しむ其田係より寺を建今津の堂とつくハ昔の城なり
借地の術を知て多勢ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ稲毛の上部操右衛門を生んで田上の借地の術と
[illegible]

本の西豊後ハ甲良の左ニ[illegible]て通を坂東ニ侍ハ飯沼の貞家ニ高[illegible]
[illegible]て[illegible]
[illegible]山の麓ニ[illegible]旧跡をとゝめ信を改[illegible]
[illegible]ハ景ハ駿人[illegible]者[illegible]を[illegible]近所改家の[illegible]
[illegible]中ニ[illegible]水ハ流[illegible]音声ハ清濁[illegible]
[illegible]
本の西豊後未不考　貞家[illegible]の賦[illegible]
[illegible]の旧跡　[illegible]
[illegible]長[illegible]
空[illegible]木幡山伏見の里[illegible]里[illegible]の[illegible]東海[illegible]地[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

志賀郡より是あゝの仕あり志賀の神ゝゝ

保草瑞光寺宗山元政号不可思議又妙子

江加彦根家臣石井氏詩文及び和歌をよくす母ゝ石山の産なり

父ゝ道種洛陽の人也元和九年癸亥二月廿三日洛一條に生る

妙子俗名つふ井伊家より仕ふ廿六歳和暦明暦元年秋深

草庵塔ゝの葉に一字を題瑞光寺と号す

寛文八戊申二月十八日卒 四十二歳

ゝゝの山常に住ゝゝ歳の月かなしみあるゝも住るかなして えぬ

ふるさめや降らうすすのあるゝきゝて思ふ人ゝ

元政の作ゝ 鮒ずし 許六

毎日ふるゝ

春吟 元政の十三夜 其角

新王は洛の北村拾穂軒再昌院法仰京都松原室町の東

宝永二乙酉六月十五日卒 八十二歳

ふゞの山 ゆゝ見ゝるゝ 姿 ゝの郡 春吟

昭すちをよりて や 知ふるさゝ

近江八景八明徳九年八月十三日近衛政家公尚通ゝ又子信ゝ水高頼ゝ

相詣ゝゝて近江ゝゝ掩ゝ歌あゝて詠歌の序をつゝゝ八景の号

ゝるゝ付ゝる

ゝ中土ゝ所行すゝ 水ゝ泥ゝ 分戒ゝ是ハ水ゝの他ゝより秀ゝるを

いつゝゝすゝみゝ中ゝ水ゝ醒の井の水居ゝめ清水ゝゝあゝ

湖水きゝよきゝるゝいつゝゝきゝるゝ

ゝゝの言ゝふを生ゝふあゝくいつゝゝゝの詞ハ近江人我をさゝてゝゝゝゝ

りといふゝゝゝゝ式一言のゝいふゝきゝゝあゝ及すゝての詞つゝひゝゝゝ

言ゝふあゝゝ行ゝゝゝゝく八近江人ゝゝゝゝゝゝゝゝ

田ゝゝ苅ゝ宝ゝゝゝあゝゝゝあゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

近江ゝの万ゝ狭ゝゝゝ女高人ゝの名都ゝゝゝ時の詞 雅章

かりんせんりゝゝゝ山郡を三文ゝ十ゝ五合ゝと声をかゝけゝゝゝゝゝゝ

是ゝ山郡ゝ弁ゝ弁ゝて十三文ゝ買ゝゝゝゝゝ三文を上ゝ十ゝゝゝ

つゝみ[illegible]きうら詠といふべきか
万葉二　下あるひを送りて作るうた
りくつとの仲よりちぎりそなりつゝそうみそうまし
ひとりの山小松うまのうれんそ我おもふ時よあてやそうん
うれんそいいつとつむれいくとうつむとかうへいうれをいつるう
葉よりろく　春雨をいつるあり和名抄蠶今百姓養蚕即桑蛮也
今有物語よりて　今はむかし三河国の郡司妻をあり持て二人ま蚕
雨ふて蚕多くまりけり夫ろに内のつまの蚕いろるるるやなる死け
ま八男ろくみてよりまれなりかりうれいあるまろくくるるろ
ぬまハ徒者ふり井よりて心ほそくかるまるかきるすもろに蚕
ひとつの葉の葉よりてくひるをうなりてやるひりたにやたきるる
りぬうれひとつを雨立て何よりハせんとおのへとる年ろ雨ふるあの
三四月ふてふさしよめつとく雨ふりとに此あるよ白ま丈と雨ま
るりは蚕の物のふまよ入て蚕ろうをうて つくりうて蚕をろひろ蚕
ひとつ板よ丈を手ろうるつきよあくなら蚕一つたみ雨ふるる雨世ろう

ろとありれよりかうくく丈ま白ひて返てろう氏丈ふと[illegible]
完よりふき糸二筋さくりろ糸あやくくおるひて其糸をうらもろくふる
を養ま巻つけろに つきる世ハ掃ろに巻四ろま毒年巻ろりて
のち糸つきうれハ丈ろくくるあて犯ろくく
菓よろくい　茶中落葉多し　政所田原又丈上郡の山方諸菓
をつくろ巻ろ巻を　其糸をきむ時のろ
ろてもむ糸ろ秋田　女郎花ろるるるよかよ
菓ま種を蒔て生くる附ろ附ろ　梅ハ接ろ　ハ依て婿の婚姻
の附おろ梅ハ婦時ろ　他の蚕　再婚ろくるまとろ今
乃世よ丈ろ増れの祝ろ　ろて蚕を色くの切ろ　袋
入て送ろる古風のろつ　蚕丈ものなれハ蚕を婚
丈ま用る古郡ろて　葬式の時の送り物となろ元をろくは
祝丈ろ目ろくきろのろりろ
茶ま梅ろり別丈単一といろ
丈ろ別丈ハ瑞光　杉花の香菓をつめられ　ろつかあまり梅ろ

て菓子つくりの名人信濃守より宣旨を下し給はり是より瑞龍
の別號を仰付られしとそ爲菓子の上を別製なりと又まつと八一斤の菓子
なる自也夫を十に割一つを一袋とつゝむ菓子自せ〻なり其一袋を二つよりか
つるものゝ半といふ袋を宋のする物昔後昔といふ昔の字廿一日と
かくこゝ三月廿日つくるを昔といふ昔を後昔といふ
本朝茶を愛するの昔嵯峨天皇の時すでに是を終くり中世
建仁寺の榮西入宋し茶を傳て本朝に始て茶を植たり
てまつりしより又明惠上人菓の實を梅の尾に植ゆめくり其後清水
寺の園の名今に存せり公方より満てこれをくゝ供見よすくるの時羽
仙を爰に尋ひ茶と粧鮮をつむの術を傳へ大内氏の人をして守
護に粧せしむる其後森祝長井氏のくをして茶を製す其中
森川下ル公方家の菓子あつる武衛家の園を朝日と京極家の
園を祝と奥山といふ近世上林の菓子丹波上林のつゝり居を式
部とつゝの菓子屋をかまく諸人菓を施して結緣とす其法

申樂の狂言に仰あり
類聚國史に弘仁六年四月幸近江國志賀唐崎便崇福
寺入御中署大僧都永忠手自煎茶奉御同年六月令義
内并近江丹波播磨等国殖茶毎年獻之
世に川魚をいるものハ湖魚の名あり海土のつゝみもを引
るに大網巻網四ツ手網手丸唐網軍網カリく行網あり
いさりのあるハ保るつゝ
倭漢三才圖會漁獵具庖儀氏結繩而為網罟
織網今之唐網字彙云罷ハ徒上掩之網也
擅網扠網流水の中の小魚をすくいる具なり
文選ノ註纑ハ網如笠形徒行廣前也
かりくハ和一般よりあみをおろし一般ならあミを引よせ一般にて作
をもちて魚の方うの網の中へ魚を追込て船をよせてあみをく
うあけ魚をるうとかりくいるなり
綽網海辺牛あり海人共牛を以て水深きハ海魚を追

そこなる異のうしおひまつのまかりくよ仙人

坐異曾 提曾 篭 水中の魚をとる仆也 魚ト同し

簍 胡簗 魚梁 仆 簎 簗 籍 魚をとる仆責也

万葉 山河ホ笠手伏而

古今六帖 やまがはに水ときそ浪の花さへあまぞうかり

鯉鮒ハ惣名にて鯉の品類鮒のあくひ其名かとふるよいまゐるこん春ハ

山吹のころをいとき秋ら鱸よりはまをちいれ紅鮭鱒の名を書し鰣鰹の味を

ほうつとうよきものを魴と名つけ魴々城五十里をさまもとや勢田鰻和

ホ鮒 水魚ハ近江よりかきこ 内膳式ニ田上ニ取近江ノ名ナ半治ニテトル九月

ヨワナ二月マテ供之水魚チトハモノナ細代トミ也

下賀比 鮒ノフト鮎ノカト鱸ノヒナ合テ其形トハル魚也 鮎 小鮎 鯢 鯽 水鮭子

山水鮭 キヽ 鯉 鱧 小鰍 蜷 蜆 胴 亀 石亀のこゝひ 獺 〻魚をまつり川

太郎ら角力をはゝ

こゝか物語ホ也ハ

君のかくこゝろあるハ川のあさちるおきのくこゝろ

是ハ大将ゑのうあ西石ゑ〻ホ多ゑ〻おちられ〻かてなるいあ

さゝちゝ小魚の西名ゑ〻ゑ〻

末木集 後頼 新作田上ニ住ケルニあの入ほ月のこゝて魚の捕ル

ちかれるゝくゑんゑハよめる

にこゝるきこゝめたに月のやこゝほハいをあさちの数をきゝ

こゝなきハ万葉十六 ナつやせよとつるの武索 岐とゝめセ

むるきにてゝるゑくハ訛轉ゑる〻

宗長ノ日記 庵の山あるゑるよりさしいつゝかゝゝるやの声ゑくハ

セきゝ庵の山水こゝをいつゝかゝゝる声すさむゝ

和名抄 鯛 ありカゝカハ式カラカユをカラトコリトかのりて下ゑ〻ゝ

よやカマツカイミゾイヒモチ 杜夫魚日類ゑて土地の流祢かゝるよや

京すてゝゝり近江をイミフ六ゑまてイミモチ 銭おまてカブツ九郎ゑ〻

トミホ東ホ西てカミカしとゝ

鯨王城 五十里をちゝ 夫不考

氷魚ら近江よかきる 文中自註あり

鯉鮒江鮭鱒くらひのくいよく人の知る事なり解よ乃きりひ
あらは爰上のぬ[illegible]よ源之侯をるふんとて宇治川為鮭也 雅也 稲荷祭
とつる四題をさて一首よ志
宇治河の瀬くの嬉うくおゆらふ氷魚けさいのぼらるまきもくん
後撰和歌集 生月つきのの日ごとの氷魚を月ておこせて侍りけれハ
宇治山の氷魚を月ハ日のるゆくりなくとをこしてあるまし
鮒ら鯰よ鮒ら[illegible]ろこの色ぬ面白く佳ふるれ
山ハヤよ鮒ら[illegible]とつるハ江戸の川ときとくいハやとつる小魚のなり

山吹の花も咲なり　鮒なるハ　鮒ハ
吹葉ゝそ　鮒ハをやさなり　なり鯉

鄙の[illegible]　芳野四の矢　義

川太郎ら角力を好く　近江の里侯を　川右郎小兵よ者して人よ宮
とり角力よせんらうと角力よせんら時よ人答てつよ[illegible]ろすゆひよさんとつふ
時ハ近きとつり　水鬼カッハ又川太郎
川太郎の者を去　菅原相の古歌　俗傳よつふ

いるてつるやうゝゝせ[illegible]

雄黄 一名鶏冠石　都て毒気水性をさる常よ大人小兒小塊を者て
船ら大津百艘と称す八百の浦く浦く大乃ゐ小乃ゐ小ゝや川ら塵ハ
大名船ら瀬傳馬ら川舟なり殿平ら大石をつゝ掃ノ耕作の助也 追駆牛馬 不入舟ノ数
翻す小舟堅田船比良の八講ハ彩人湖上の風を恐ふ諸気とハかせの定
らあをとつふトイヲとハ日和風ハヤテとハ雨をさゝふ勢四乃風伊吹風ヤテセ
風ナカセ風サキ風ハ春夏の者すて秋冬日あしとも根ゝ〳〵ハ湖上の風の者す
て宮内ハ漕ぎ船をなのめ刈佛老人ハ路蹉様と吹す

万葉七　風まりハ風をうゐひ者るなのなり
漢海の海浪カ[illegible]と風守り年ゝやあるん待とハ[illegible]に

二月廿四日ハ比良八講湖中船を出さ侯風を恐ふ故也風の定ゝ
諸気とつるり瀬田風伊吹風やませ風ゐるせ風さゝ風ゐる
の者なり秋冬根ゝ〳〵春夏ハ伊勢東風吹より秋東南をのるゐハ
いぬる風吹ゐ西浦をのるゐ風をきくゐるのおゐ勢四あ[illegible]いつる
吹ゐすこれハ勢田の竜神一毎秋乗生涯へいつゐるかゐ[illegible]

[illegible]　百十首　宮内卿

花さそふ比良の山風吹ぬらん　雲の海人の釣舟

[illegible]佛老人八山神月風和尚まて詩よ[illegible]

湖上花

花よ今眼入る　志賀の浦　さゝ波

雲掃つ近江の不二や　三上山　桐面

花や浪　軒の下まで　吹の海

春の水　秋　[illegible]　柳　鏡　嵐雪

日野　椀の色よ　吹ぬる　赤　椿　許六

[illegible]よ　近江の人の　[illegible]

近江とや　都　[illegible]　花　蟹

[illegible]

川芽よ　吹　[illegible]　吹のあ[illegible]

[illegible]川を[illegible]　二人や　[illegible]

[illegible]水や　[illegible]　生島

[illegible]

三井寺や　十日の菊よ　小盃

[illegible]　三井寺の大根引

[illegible]雪や　[illegible]　[illegible]

[illegible]　柿よ　[illegible]　吹山

[illegible]　[illegible]

[illegible]

[illegible]

真[illegible]に袖をぬらし　山吹の　[illegible]

[illegible]　[illegible]　三上山を　[illegible]　王の浜の　[illegible]

木々神代の　[illegible]　花沢の花の　[illegible]

に光をあけ　大霧の雨　[illegible]　日生鬼の　[illegible]

山水よやなりて　年々の貢を　[illegible]　大嘗會の　[illegible]　[illegible]　[illegible]　秋の夕べ　信頼

海内のおもひのよせんあるを老子の爲の教まの一ツとて資

王の濱乃郁子　　萬　甘子

近江の蒲生郡奥の島村王の濱より生ず蔓菓甘味あり昔天武帝大友皇子のために難をさけ給ひし所なる由の名なるはまる村民より長命の者あり都多宮軍より賜ひ帝長壽の由をもて家のふ村民此菓をくらふの長壽すてる孫繁昌すといひ習ハせり

附ル霜月朔日也是より毎年相續して郁子の節會を無行せるへくに終て毎年村老らをさくく十月下旬より参ル

文應　編旨ゆ萬と記さる近年郁子と云ふ

いくくすりうるんうるとをるき名るむべもうのるきけとのくく　芝山宰相　將豊

草のミハさあくあれハむべもを今をやくく茱ゝをるる

王の濱ハ奥の海の内ゝ權をもて者より六月一日毎年禁中に献ず

郁子ハ実の大きさ二寸斗なる皮ハ青く内ら黄ハゝて袋あり蜜柑より小ふるう切ハ袋都十六ありて十六箇の形ゆ似う都をいふゆ一つを一合といふなり

左土氏あるゆ社の神の社あり一村の鎮守ゝ神あゆ巻の大木あり むかし

巻堂家の先祖ゝ村ゆ居のゆ時ゆ花を祝ふとゆ俗伊賀ゆ

うゝ大寺とゆ云ふゆ今ゆ云ふて巻の花をさくとゆく村中因

姓を名ゆる者多ゆ今ゆいふ

栗太郡の栗の木　古ゝ栗の大木あゆて其枝數十里ゆはひろゆ故ゆ栗本と

いゝ今も地を引ハ栗のゝゆ枝ゆ多ゆすくゆとゆいふて里人樊本に

用ふるゆあゝ土中ゆ多ゆ其栗の葉ゆ多ゆともゆ

昔天智天皇の世ゝ年近江國栗太郡盤城の村主殿といひ人の妻の産

ゆ出ゆ空ゆ鏑鏑二ツゆ多ゆ者ゆ記ゆ其の宝ゆの画ゆ鏑ゆ是ハ其

郡冨者ゆ記ゆ書記ゆ其の宝ゆの画ゆ鏑ゆ是ハ其ゆ

花の木　愛智郡　花沢村南山二村あゆ

花の木ゆ村ゆ多ゆあゆて行ゆとゆ多ゆ者ゆ

ゆ花ゆ多ゆ多ゆ多ゆ実ゆ多ゆ　葉ハ秋ゆ多ゆ葉

する枝葉ゆ多ゆ多ゆハかゆ多ゆ行の木ゆ多ゆ花の木ゆ

ゆひ者ゆ多ゆ多ゆ神ゆ祝ひて妊婦安産ゆ祈ゆハゆ多ゆ

其すの葉を第八産とあやまちるといへり
大義の面ハ星鬼の火を養ふ
大義を大上川と善利川の辺湖水のほとりにて彦根の城近し
此ゆむかしより今よりいる近西およ人面ハいつこまりつるもの火乃
光り養ふつる傘乃ひ袖よ近うつる体の火よあれ亦と星鬼の火
といふ又戦場にも養むの火といふあり亦ちこの出いつれの面ハ
らの小面をくるる故養笠すてひとり残るる者あれハ鬼紙として義
の毛よ笠火の時光りのつく是を謂ハ鬼ちの義の毛一めんよ火
つく笠の軍よ笠のめくるを火をくくく

清氏抜草ゝ　かゝれゝのそゝしる心地して

那怪集　十二月　毎日の却鬼をよめる

鬼すゝる都の内と簑笠をぬきてや今宵くるとやん

保元物語　為朝の者を写るゝ鬼ゝ修ゝ去られハ波うゝ孫鬼のゝ孫ゝさんひ海を渡る

宝あゝいうゝ世せゝんとのゝハ者まゝゝ鬼神なりし時ハかゝれゝのかゝれ笠

うき殺、釵るゝて宝あゝうゝ共ゝうゝ私るゝれゝる他国つるゝうゝて日ゝ食ひ

人の生贄ゝをとゝうゝ今ハ果報つきて宝るゝ世形るゝくゝなりて他国く

ゝるゝ叶ハゝく

万葉十　あふゝのみおきつ海山かくまけていりゝふ妹ゝゝのまけく

大嘗　新嘗　上ゝ代ゝハゝゝ毎年ちゝる

神祇令　凡大嘗者毎世一度国司行事以下毎年所司行事

大嘗祭祝詞

今年十一月中卯日ヲ天都御食乃長御食能遠御食登

皇御孫命乃大嘗聞食幸為故ヲ

豊明節会　ハ卯の日の翌日はて辰の日の夕べ豊楽殿にて宴あきらめられと

いふ説ハ却て是を大立あゝるべおひゝゝくかやくゝゝゝは豊のゝゝとつゝ

凡叔嘉ちゝ公ゝるハくゝまのゝゝとつゝ

万葉十九

豊のゝゝみせるゝハかのゝゝの八十伴の雄の紐とき紐ときさ

はけ千とせゝきねきゝゝゝ

とてもとやうんうまるハ法華のせゑうれて分とあぐなるとそうくらい浦のそる
めるいうにあくろうん今さまあるのうくる物おのひるるれど古の聖篠
ごしのそうれて顔のちきにるくうんそうくておるうくき老といふのの行心
るくて茶漬喰くとおのくる者の花又頭るる毎くに行うんちひきいるるく
ろう到て物おりるるるくひてうんとうれさくありれるおるられる

草　花の名る旅寝せむ　秀之

象日記　此日花を考うるくく行脚の紀るう

七月ト日なにう素行るいさるうれて此清水るる詩くく

此文はめるあてうハ二万みるのるる此文もはめるかてて文意

対るのうるう清水るハ女る報音るう

同日記る文　元禄戊寅七月長寿

此日十里幸るいくる此あるハ法の去来るのうせうれて文西る風雅の

眼をきくく長寿る印七るちうと義るいんせくるおのとせるる又此ゆる

来て酒る拾る者るるくるいつ下の風流誰らあるようかくむ

錦深る郷るるいくる月　秋什　支考

十日　元山の賦あり

十一日法の去来きくるくあくるくる此人らる父母の墓るて此秋のむ紫

支考とおのるるくくく

山もとや鳥入まる里近く、
浦人を尋ぬ侍る月おもて、
唐人の拙なきなりけりの人の気色
哭くとまつけ秋ら伝まくく、
小倉にて七夕の歌
七夕をよけてやあくく羅、
そハ後父の女舟をとハ西となり
其山嶺
くもつけよ星行都や浦乃波、
長寿の七夕を紅羅を紅しのひ我恋へ外ふまう
息長帯姫命 神功皇后
はめて貢物をおさめ一ふを加羅国とつく都矢のつきて三韓
に至をうんとうかく行をいつの多し唐の字をかとつて唐
物とつく加羅ふのはめて貢物を へくくうかくいひまんとうく

後磨山の賦　吉来

十日八日八るきちひありて近き山ちる佛ゆむくるのおあるもの
月詣する人の語ふ溪なれハ浦人の気色くうきいよ
秋風の打ふれて八月の末のうらく瀬辺の屋の大弁よ吹るされて
わく人のみひ発くるんまを弁るくるき世をちきりとろもに苔の
下にすとと一すちるおめつくん人くあるやくとあぬ心さくとうそへられて加
しく後くるくくの色っるびるきる物くくしあをいむる雑波の浦
のあしまるハさぬをとひくすくに巻のよりあまくとのくおりひあるつ
て都の南人くるる袋ひきくるあめ文くとやかくるるといいくく
き年のろくとうちめを西も坂にはるあの賦つくくとはのあるれ
て後の賦のあとハるう侍る

物つるやくとの須賦とかうまくく

象日花よいふ
西花坂う尤の賦るつきて先を後賦とるる素行うあの記念
ゆし侍る赤壁の賦るのふくとあう

おの賊ハ舟の上をつひ落るを草花の花とおもひけてをしみ[illegible]しの女部
死こいふて自害する[illegible]後賊らすてて女の身のよのうるさを後の
後をいひ[illegible]後の[illegible]の丹しるおちきりをとゝ高をかくめて文をかふ
よ那[illegible]色[illegible]諸国の船を日なを暮る共昔を伊勢国大渡[illegible]
泉州堺よりつけ又[illegible]の時多ようす肥前平戸ハ渡海して寛永辛巳
年今の長崎とゝる風土[illegible]て元月雲[illegible]風俗を撰て所く
用四[illegible]孫芋多の〳〵赤白の二品あり赤茎あり大根ゝみ〳〵ケラの尾と
いふ長崎市中海岸ハ多くハ[illegible]故ハ石階多〳〵風俗ハ婦人生涯眉を
剃ル指ハ金物を入る故言多〳〵一二を志るすを[illegible]ハバヽ婦又娘をヨロ人の
妻をチカウサと色情をとやゝ石壇をキヒハ四をバヽ拉里ろとゝあるを
スるつ唐幸をコヒやう物をあるふるをヒヒをカジー是をヒヒをコヒをそ
ヤウト釈文をチヤヒ文言の中のハウチトいふるあり
浙江の程赤城ハ雪中庵黄太ハ五月やあるれひをたれの月ハ白
を感して詩を賦して送ふ今雪中庵ハ藏す
唐僧ハ西さる所の別をこゝる　詩云

田上とゝふ山ふる
山ふるして魚くふへす　早稲の飯　去来
程の来ふ多さむるや　秋の空
日ふ
名月やふ多の身せるる　孤心
ふるさとも今ハかゝ多や　ゝゝ
水多の〳〵ゝゝ　足の下

ちるみよいふ李よせ菩薩会八月廿日　糸きり遍ふ
唐人入津の祈るに和神を祭る礼銀を立朝暑あけおろふ
金殿をゝふしてゝゝふゝ舟英才一媽祖又姥媽とゝふて福建
兵化林氏の女自ハ大海ハ没して神とゝる神異霊現浙江の船をゝ
天妃聖母の名号を賜ふ主観世音の化身とハ神形天后の衆冥
ゝふ玉冠の上ハ孔雀をゝふ
[illegible]を名ふるとゝ各異邦の志ハ志ゝふ入清の時共を形ようおろし
十禅寺村唐人屋敷入路次金殿ちやるを必ゝふ　参重ハ

守護す内帆の時すこぶる風しづ長崎より唐人の寺あり南京より與福
寺福州より崇福寺漳州より福淵寺也禪宗黄檗の末寺なり
八月廿二日大寺くゝ菩薩ゑあり唐人ゆゑ糸竹にて長き棒を
もちてをどるをどりをどりとゝふ十禪寺やきうゑゑ多ゆゑ迎ふる長
崎市中ゑゑめゝ唐人糸竹のをどりゑゑあゝ四月十日
をゝゝ異さゑ異ゝてをゝと異あり
ゆさをゝゝかさまつりゆゑに秋なり

風俗文選大註解巻之貳下尾

薛甘藏校